

確定拠出年金の制度改革に係る解説 ～改正DC法の可決・成立を受けて～

2016年5月



AD908-年16-007

りそな年金研究所

Copyright © 2016 Resona Group. All Rights Reserved.

はじめに

2016(平成28)年5月24日、確定拠出年金(以下「DC」)制度の改正等を柱とした「**確定拠出年金法等の一部を改正する法律**」(以下「**改正DC法**」)が、第190回通常国会において可決・成立しました。

改正DC法の施行期日は、**2017(平成29)年1月1日**とされています。ただし、改正事項によっては**2016年7月1日**、**2018(平成30)年1月1日**あるいは**公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日**から施行することとされており、遅くとも2018年5月までにはすべての改正事項が施行される見込みです。

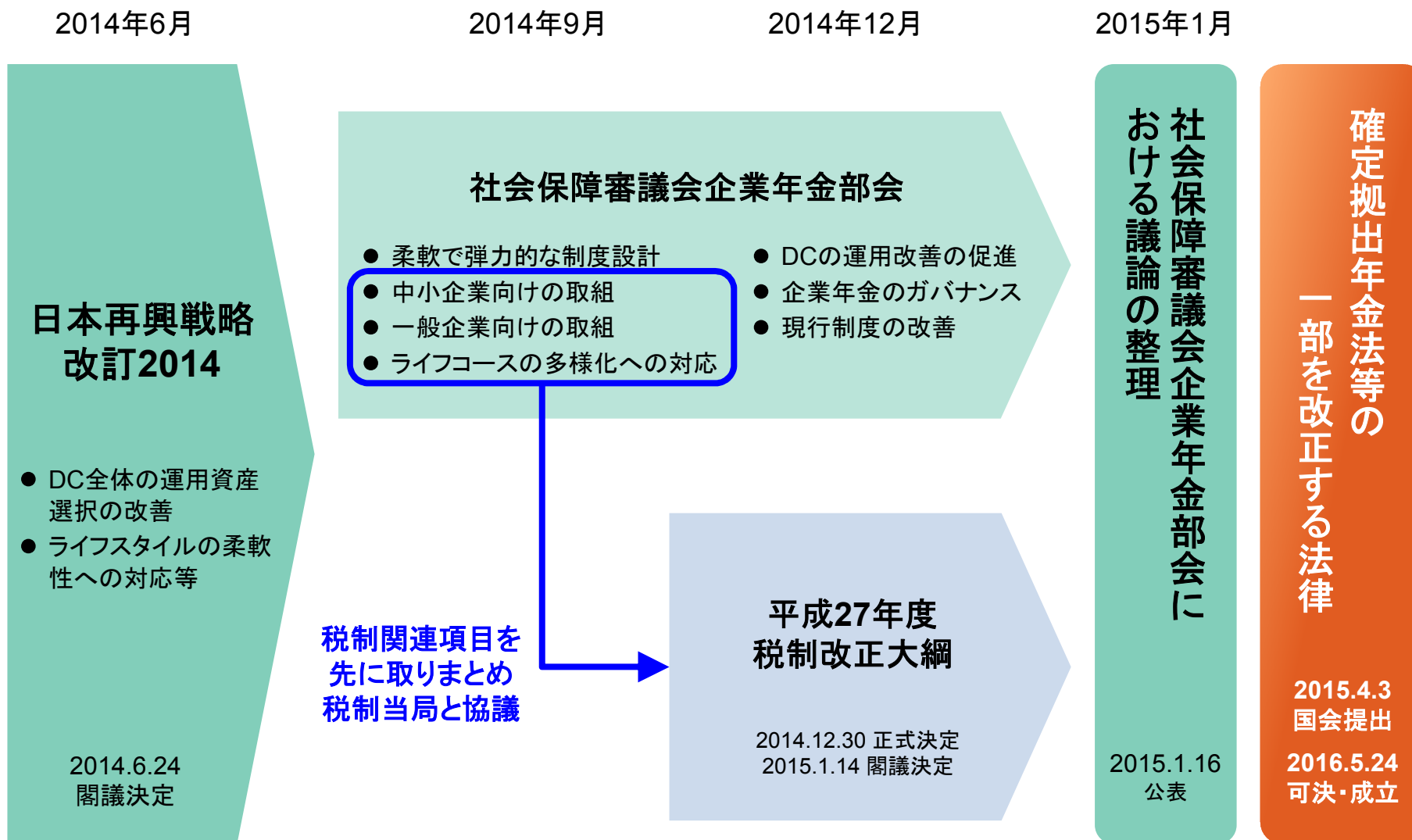
本資料は、改正DC法の全体像および各改正事項に至る留意点についてご案内するものです。

なお、本資料の内容は**2016年5月時点の情報**に基づいており、今後公布・発出される政省令・通知等の規定によっては改正事項が一部変更となる可能性がありますので、その点ご留意いただきますようお願い申し上げます。

目次

1. 制度改正の経緯	3
2. 改正DC法の概要	4
(1) 簡易型DC(簡易企業型年金)制度の創設	5
(2) 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設	6
(3) 拠出規制単位の年単位化	7
(4) 個人型DCの加入可能範囲の拡大	8
(5) ポータビリティ(制度間の資産移換)の拡充	11
(6) DCの資産運用の改善	12
(7) その他の改正措置	15
3. 施行期日	16
【ご参考】改正DC法の条文構成	18
【ご参考】社会保障審議会企業年金部会における議論の整理	19

1. 制度改正の経緯



2. 改正DC法の概要

- 改正DC法の概要は、下表の通りです。確定拠出年金法だけでなく、確定給付企業年金法、中小企業退職金共済法、国民年金法その他の法律についても、所要の改正措置が講じられています。（⇒詳細は18ページをご参照）

	改正概要	参照頁
1. 企業年金の普及・拡大	① 給付事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した簡易型DC制度を創設。	5
	② 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度を創設	6
	③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。	7
2. ライフコースの多様化への対応	① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（※）、公務員等共済加入者も加入可能とする。 ※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。	8～10
	② DCから確定給付企業年金（DB）等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。	11
3. DCの運用の改善	① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。	12
	② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。	13・14
4. その他	企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。	15
施行期日	2.①および4.は、2017（平成29）年1月1日（4.の一部は、2016（平成28）年7月1日） 1.③は、2018（平成30）年1月1日 1.①②、2.②、3.は、公布の日から2年以内で政令で定める日	16

(1)簡易型DC(簡易企業型年金)制度の創設

- 従業員100人以下の中小企業を対象に、設立手続等を簡素化した簡易型DC(簡易企業型年金)制度が創設されます。【DC法第3条第4～5項・第19条】

	改正内容	社会保障審議会企業年金部会(第8回)での検討内容
実施主体	加入資格を有する者の数が 100人以下 であること	100人以下の小規模事業所等
対象者	実施事業所に使用される全ての厚生年金被保険者が加入資格を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用対象者を第2号被保険者全員に固定 ● 拠出額等の制度の条件も同一 ● 職種による加入是非の判断は不可
掛金額	政令 [※] で定める基準に従い企業型年金規約で定める額	拠出額を低額(例:月額5,000円まで)に固定
運用商品数	政令 [※] で定める数以下、かつ、 2以上	商品提供数を固定 ※法令上の最低提供数に制限等
設立条件	規定なし [※]	新規設立のみ(既存のDB等からの資産移換は認めず)
資産移換	規定なし [※]	事業規模が大きくなった場合は、通常のDCに資産移換可
規約の承認申請に必要な書類等	<省略可能な書類> <ul style="list-style-type: none"> ● DBおよび退職手当制度の適用者の範囲に係る書類 ● 運営管理業務の委託に係る契約書 ● 資産管理契約の契約書 ● その他厚生労働省令[※]で定める書類 	導入時に必要な書類を大幅に簡素化し、書類の作成・行政への提出等の事務処理を金融機関が実施可

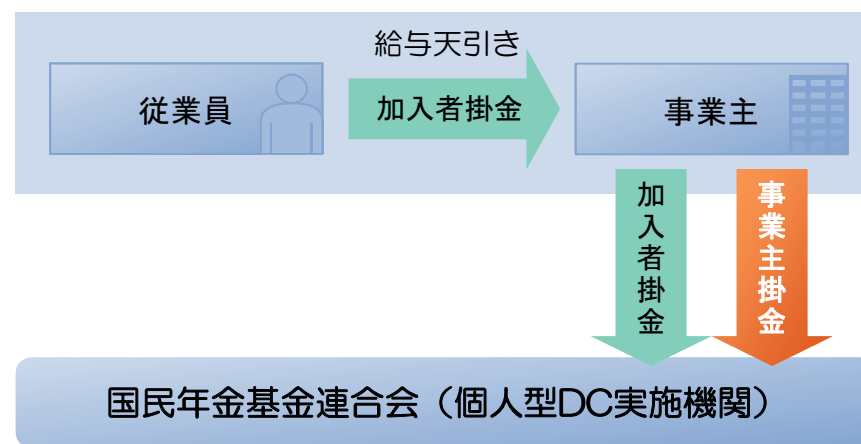
※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

- 事務処理はある程度簡素化されるものの、制度設計は画一的になることが想定されます。

(2) 個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

- 企業年金(企業型DCおよび確定給付企業年金(DB))を実施していない従業員数100人以下の厚生年金適用事業所の事業主(中小事業主)は、個人型DCに加入している従業員に対し、年1回以上定期的に掛金(中小事業主掛金)を追加拠出することが可能となります。【DC法第68条の2~71条】

中小事業主の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DCおよびDBを実施していないこと ● 使用する厚生年金被保険者(共済加入者は対象外)の数が100人以下であること 	
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員の過半数で組織する労働組合(当該組合がないときは従業員の過半数を代表する者)の同意 ● 個人型DC加入者が中小事業主を介して掛金を納付すること(個人払込の場合は不可) 	
適用対象	拠出対象者について一定の資格を定めることができるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない(労組合意が必要)	
掛金の拠出	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小事業主掛金の額は、個人型年金規約の定めにより、中小事業主が決定・変更する ● 年間の個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額が、拠出限度額(年27.6万円)を超えないこと 	
中小事業主の義務	拠出対象者への通知	中小事業主掛金の額の決定・変更または拠出しないこととなった旨
	厚生労働省および国民年金基金連合会への届出	中小事業主の名称、住所その他厚生労働省令で定める事項



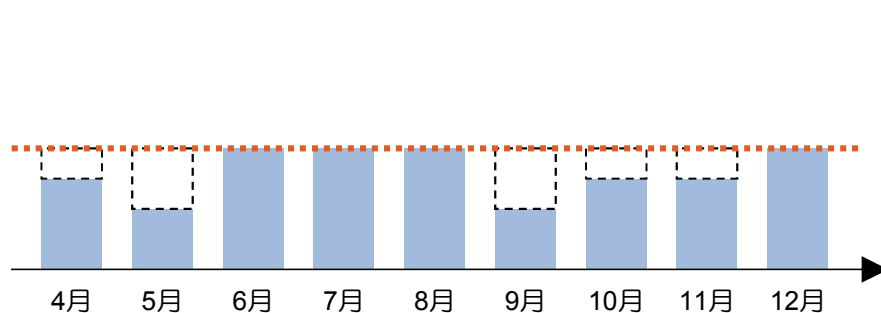
- 中小事業主掛金の拠出対象者に一定の資格(職種など)を定めることができるほか、中小事業主が拠出額を決定・変更できること等から、企業型DCと同様の制度設計の柔軟性が確保されるものと期待されます。

(3) 拠出規制単位の年単位化

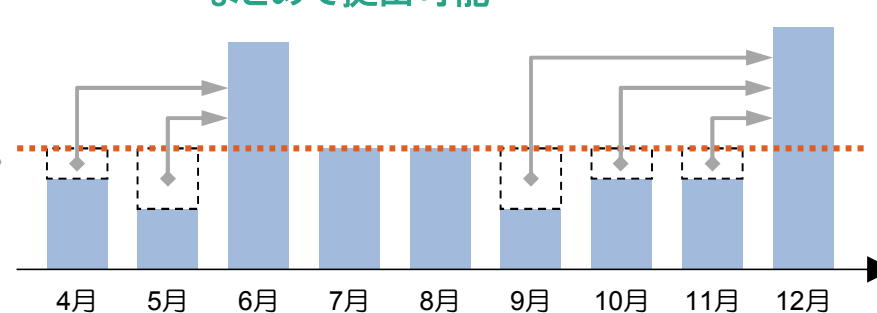
- 企業型DCおよび個人型DCの双方において、拠出限度額の規制単位が「月単位」から「年単位」に変更されます。
【DC法第19～21条の3・68条～71条】

	改正内容	現行
掛金の拠出時期	「年1回以上、定期的」に拠出する	「各月につき」拠出する
拠出限度額の考え方	1年間に拠出することができる掛金の額の総額	1月につき拠出することができる掛金の額
掛金の納付期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DC: 企業型年金規約で定める日までに納付 ● 個人型DC: 個人型年金規約に定めるところにより納付 	翌月末日まで

【現行】各月で拠出限度額の使い残しが発生



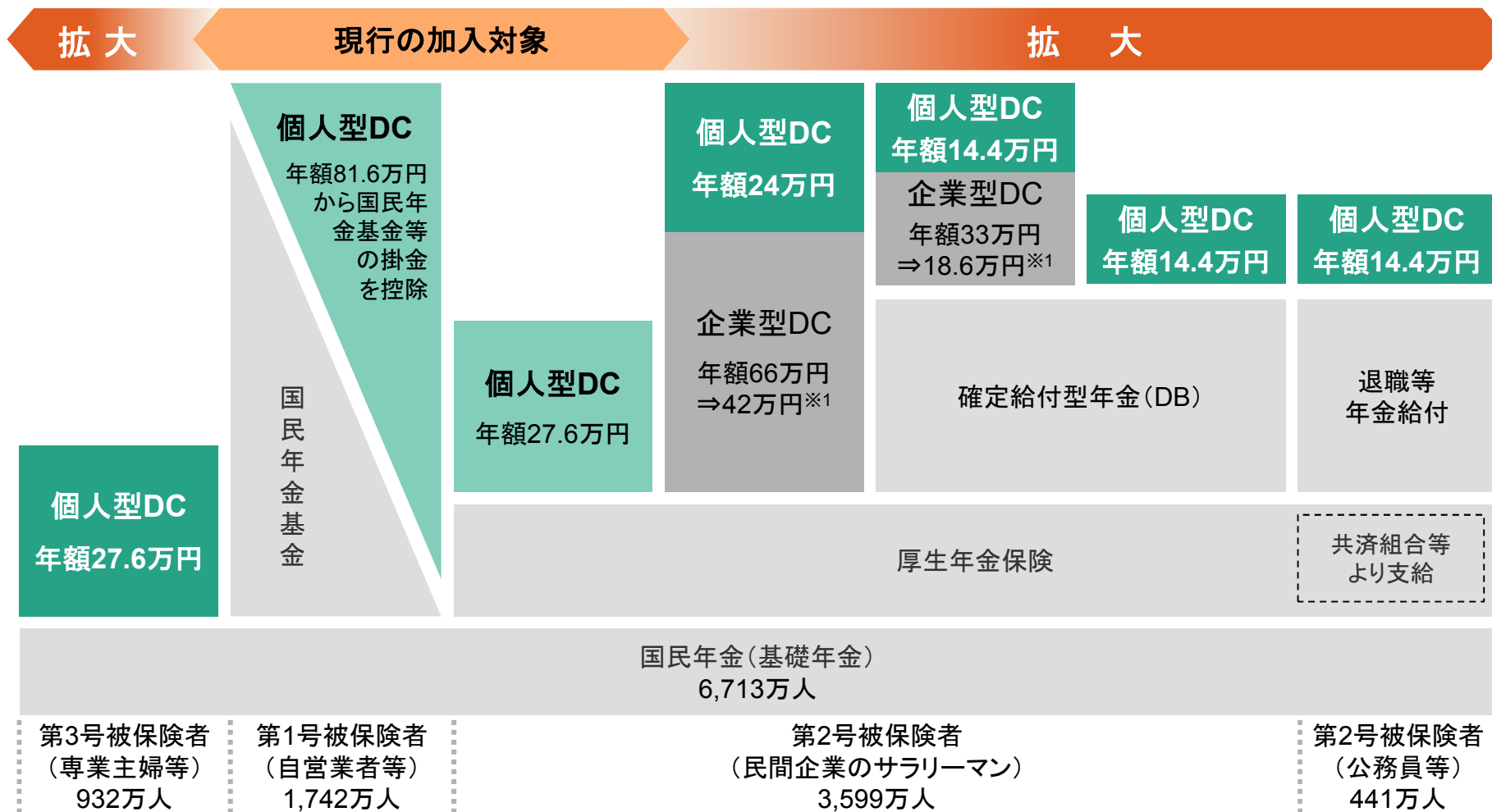
【改正後】使い残した分を賞与時(例:6・12月)にまとめて拠出可能



- 「年単位」の範囲は、税制の観点から、暦年(1～12月)ベースとなる見込みです。
- 「年1回以上、定期的」の要件を満たせば、年1回あるいは年2回の拠出も可能となる見込みです。

(4) 個人型DCの加入可能範囲の拡大①

- 個人型DCの加入可能範囲が、以下の通り拡大されます。【DC法第62条】



※1 企業型DCの事業主掛金の上限を引下げることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入が認められる。

※2 国民年金(基礎年金)の被保険者数は、2015(平成27)年3月末現在。

(4) 個人型DCの加入可能範囲の拡大②

- 企業型DCにおいて加入者が自ら拠出を行う場合、「マッチング拠出」または「個人型DCへの加入」のいずれか一方を**事業主単位で選択**する必要があるため、両者の慎重な比較検討が求められます。

	企業型DCにおけるマッチング拠出	企業型DCと個人型DCの併用
拠出限度額	<p>① 総額: 年額66万円(他制度あり: 年額33万円) ② 加入者掛金: 事業主掛金の額を超えない範囲</p> <p>小← (事業主掛金額の大きさ) →大</p>	<p>① 個人型DC: 年額24万円(他制度あり: 年額14.4万円) ② 企業型DC: 年額42万円(他制度あり: 年額18.6万円)</p> <p>小← (掛金額の大きさ) →大</p>
運営管理機関	企業が選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業型DC: 企業が選定 ● 個人型DC: 加入者(個人)が自由に選択
運用商品	企業型DCの運営管理機関が商品ラインナップを提示	企業型DCと個人型DCで商品ラインナップが異なる
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営管理手数料: 企業負担が一般的 ● 運用商品手数料: 一般的に低廉 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営管理手数料: 個人型DC口座は本人負担 ● 運用商品手数料: 企業型DCと個人型DCで異なる
口座管理	企業型DC口座で一体的に管理	企業型DC口座と個人型DC口座の二元管理

(4) 個人型DCの加入可能範囲の拡大③

- 加入可能範囲の拡大に伴い、個人型DCにおける脱退一時金の支給要件が厳格化されます。【DC法附則第3条】

	改正内容	現行
個人型年金加入者	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料免除者であること ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間1月以上3年以下 または個人別管理資産額が50万円以下であること ● 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと <p style="text-align: center;">加入対象拡大に伴う要件の厳格化</p>	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ● 60歳未満であること ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間1月以上3年以下 または個人別管理資産額が50万円以下であること ● 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと ● <u>企業型DC加入者でないこと</u> ● <u>個人型DC加入者となる資格がないこと</u>
継続個人型年金運用指図者※	(削除) <p style="text-align: center;">廃止（規定の削除）</p>	次のいずれにも該当する継続個人型年金型運用指図者 <ul style="list-style-type: none"> ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間1月以上3年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること ● 継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと

※企業型DC加入者の資格喪失後、企業型DC運用指図者または個人型DC加入者の資格を取得することなく国民年金基金連合会に個人型DC運用指図者となることを申出(連合会への移換後に申出した場合を含む)してから継続して個人型DC運用指図者であり、当該申出をした日から起算して2年を経過した者。

- 企業型DCにおける脱退一時金の支給要件は現行通り(個人別管理資産1.5万円以下、資格喪失後6月以内etc)ですが、退職者等への案内方法等について再検討する必要があります。

(5)ポータビリティ(制度間の資産移換)の拡充

- 企業年金制度等(DB・DC・中小企業退職金共済(中退共))の間の年金資産の移換(ポータビリティ)が、以下①②の通り拡充されます。【DC法第54条の3～6・74条の4、DB法第82条の4～5、中退共法第31条の3～4】

① **DCからDBへの移換** ※移換先のDB制度において規約の整備が必要

② **合併・会社分割等に伴う、DBおよび企業型DCと中退共との間の移換** ※加入者等の同意が必要

		移換先の制度			
		DB	企業型DC	個人型DC	中退共
移換前に加入していた制度	DB	○	○ ^{※1}	○ ^{※1}	×⇒△ ^{※3}
	企業型DC	×⇒○	○	○	×⇒△ ^{※3}
	個人型DC	×⇒○	○		×
	中退共	△ ^{※2} ⇒△ ^{※2+※3}	△ ^{※2} ⇒△ ^{※2+※3}	×	○

※1 DBから企業型DCおよび個人型DCには、本人からの申出により脱退一時金相当額を移換可能。

※2 中退共に加入している企業が中小企業でなくなった場合のみ資産の移換が可能。

※3 合併・会社分割等の場合に限り措置。

- 2016(平成28)年4月より、中退共に加入している企業が事業の拡大・成長等により中小企業の要件に該当しなくなった場合、**企業型DC(新設・既設)およびDB(既設)等への資産移換が新たに可能となっています。**
(従来は新設のDB・特退共への資産移換のみ可)

(6) DCの資産運用の改善①

継続投資教育の努力義務化

- 企業型DCにおける継続投資教育は、現在は配慮義務となっていますが、今後は導入時教育と同様に**努力義務**とされます。【DC法第22条】

運用方法の選定・提示に係る規制の見直し

- 企業型DCにおける運用商品(対象運用方法)の選定・提示ルールが、以下の通り変更されます。【DC法第23条】

	改正内容	現行
運用商品提供数の上限	政令※で定める数以下	(制限なし)
運用商品提供数の下限	3つ以上(簡易型DCは2つ以上)	少なくとも3つ以上
運用商品の提示に係る義務	リスク・リターン特性が異なることその他政令※で定める基準を満たさなければならない	元本確保型商品を1つ以上提示しなければならない

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

- 運用商品数の上限の設定については、**施行日から5年以内**は、施行日時点で運用商品数が政令で定める上限を超えている場合は、**当該運用商品数を上限とする取扱いが認められます**。【改正DC法附則第5条第3項】
- 元本確保型商品の提示義務は撤廃されましたが、労使合意に基づく提示は引き続き可能です。

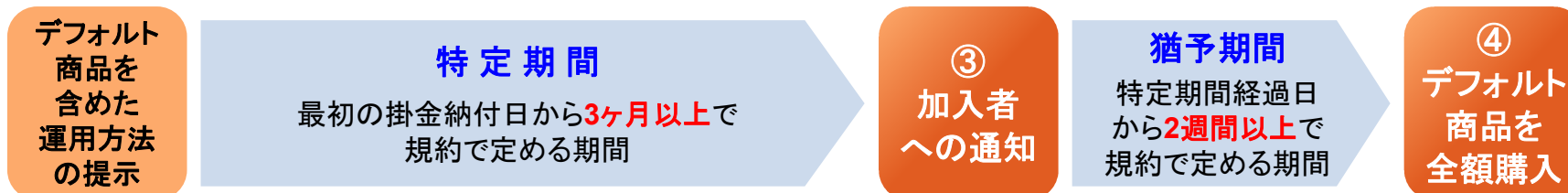
(6) DCの資産運用の改善②

指定運用方法(デフォルト商品)に係る規定の整備

- 企業型DCにおける「あらかじめ定められた指定運用方法」(いわゆるデフォルト商品)の設定について、法律上の規定が以下の通り整備されます(設定は任意)。【DC法第23条の2～25条の2】

①指定運用方法の基準	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして厚生労働省令※で定める基準に適合するものでなければならない。
②加入者への情報提供	指定運用方法を選定・提示した場合は、厚生労働省令※で定めるところにより、下記に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none">● 指定運用方法に関する利益の見込みおよび損失の可能性● 指定運用方法の選定理由● 下記④を実施する旨● その他厚生労働省令※で定める事項
③運用指図を行わない者への通知	加入者が 特定期間 (加入後最初の掛金納付日から起算して 3ヶ月以上 で企業型年金規約で定める期間)を経過してもなお運用指図を行わないときは、レコードキーパー(記録関連運営管理機関等)から加入者に対し運用指図を行うよう通知しなければならない。
④運用指図を行わない者に係る自動指図	上記③の通知を受けた加入者が、 猶予期間 (特定期間を経過した日から 2週間以上 で企業型年金規約で定める期間)を経過してもなお運用指図を行わないときは、自動的に全額を指定運用方法に充てる。

※ 詳細は政省令案等で規定される予定。

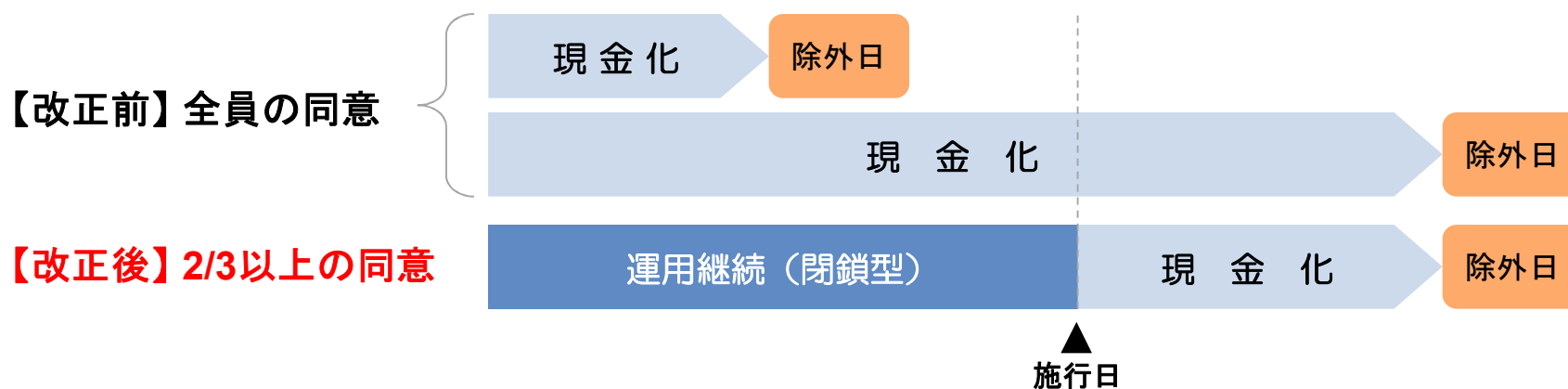


(6) DCの資産運用の改善③

運用商品の除外規定の見直し

- 企業型DCにおける提示運用方法から運用商品を除外するルールが、以下の通り変更されます。【DC法第26条】

改正内容	現行
商品選択者(所在不明者を除く)の 3分の2以上の同意 <ul style="list-style-type: none"> ● 当該同意を得るための通知をした日から3週間以上(で企業型年金規約で定める期間)を経過してもなお意思表示がない商品選択者については、当該除外について同意したものとみなすことができる(通知にはその旨を記載しなければならない) ● 所在不明者に対しては、通知に代えて、当該商品が除外された旨を公告しなければならない 	商品選択者の 全員の同意



- 施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された運用商品の除外については、現行どおり商品選択者の全員の同意が必要となります。【改正DC法附則第5条第2項】

(7) その他の改正措置

- 現行制度の改善および国民年金基金制度の改正等について、以下の通り実施されます。

	内 容	施行期日
企業年金連合会への投資教育業務の委託	企業型DCの実施事業主が投資教育業務(資料提供等業務)の全部または一部を企業年金連合会に委託することを可能とする【DC法第48条の2~4など】	2016(平成28)年7月1日
企業型年金規約の設置・閲覧の義務化	企業型DCにおいて、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、従業員の求めに応じ閲覧させることを義務化【DC法第4条第4項】	2017(平成29)年1月1日
運営管理機関の見直しの努力義務化	委託する運営管理機関を5年ごとに評価・検討し、必要に応じて変更すること等を努力義務化【DC法第7条第4項】	公布日から2年以内で政令で定める日
複数事業主DB制度における実施事業所の減少手続の簡素化	DBを継続することが困難な事業所について、厚生労働大臣の承認を受けて、当該事業所の同意なくDBから脱退させることができるよう措置【DB法第78条の2】	2016(平成28)年7月1日
DB間の権利義務移転申出手続の簡素化	他のDBへの権利義務の移転申出について、対象となる加入者等の同意を得た場合は、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに移転申出を可能とする【DB法第79条】	2016(平成28)年7月1日
脱退一時金相当額の移換対象者の拡大	脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる中途脱退者の要件が、老齢給付金の受給権者にも拡大される【DB法第81条の2】	公布日から2年以内で政令で定める日
DBからDCへの一部移行に係る同意要件の緩和	DBの一部をDCに移行する際の同意要件(移行しない者の1/2の同意)について、移行元のDBの掛金が増加しない場合は、DCに移行しない者のみからなる事業所については当該同意を不要とするよう措置。【DB法第82条の2】	2016(平成28)年7月1日
国民年金基金制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金基金の合併・分割の解禁 ● 国民年金基金連合会(国基連)の評議員の選任要件の変更 ● 国基連による国民年金基金への助言・指導事業の追加(法定化) ● 国基連による国民年金基金および個人型DCの啓発・広報活動事業の追加 	2017(平成29)年1月1日

3. 施行期日

2016(平成28)年
7月施行

企業年金連合会への投資教育業務の委託 (15ページ)

複数事業主DBにおける実施事業所の減少手続の簡素化 (15ページ)

DB間の権利義務移転申出手続の簡素化 (15ページ)

DBからDCへの一部移行に係る同意要件の緩和 (15ページ)

2017(平成29)年
1月施行

個人型DCの加入可能範囲の拡大 (8~10ページ)

企業型年金規約の事業所への設置・供覧義務 (15ページ)

国民年金基金制度の改正、国基連による個人型DCの広報業務の追加など (15ページ)

2018(平成30)年
1月施行

拠出規制単位の年単位化 (7ページ)

簡易型DC(簡易企業型年金)の創設 (5ページ)

個人型DCへの小規模事業主納付制度の創設 (6ページ)

ポータビリティの拡充 (11ページ)

継続投資教育の努力義務化 (12ページ)

運用商品の選定・提示に係る規制の見直し (12ページ)

指定運用方法(デフォルト商品)に係る規定の整備 (13ページ)

運用商品の除外規制の見直し (14ページ)

運営管理機関の見直しの努力義務化 (15ページ)

脱退一時金相当額の移換対象者の拡大 (15ページ)

公布日から起算して
2年を超えない範囲内で
政令で定める日に施行
(遅くとも2018年5月まで)

参 考 資 料



【ご参考】改正DC法の条文構成

主な改正措置		改正される条項	参照頁
第1条	確定拠出年金法の一部改正 (2016(平成28)年7月1日施行)	企業年金連合会への投資教育業務の委託 など	第48条の2～4など 15
第2条	確定拠出年金法の一部改正 (2017(平成29)年1月1日施行) ※拠出規制単位の年単位化のみ 2018(平成30)年1月1日施行	企業型年金規約の事業所への設置・供覧義務	第4条第4項 15
		拠出規制単位の年単位化	第20～21条の3・68～71条 7
		個人型DCの加入可能範囲の拡大	第62条、附則第3条 8～10
		国民年金基金連合会による個人型DCの広報業務の追加	第79条による読み替え 15
第3条	確定拠出年金法の一部改正 (2年以内で政令で定める日施行)	簡易型DC(簡易企業型年金)の創設	第3条第4～5項・19条 5
		運営管理機関の見直しの努力義務化	第7条第4項 15
		継続投資教育の努力義務化	第22条 12
		運用商品の選定・提示に係る規制の見直し	第23条 12
		指定運用方法(デフォルト商品)に係る規定の整備	第23条の2～25条の2 13
		運用商品の除外規制の見直し	第26条 14
		ポータビリティの拡充 (DC→DBまたは中退共)	第54条の3～6・74条の4 11
第4条	確定給付企業年金法の一部改正	個人型DCへの小規模事業主納付制度の創設	第68条の2～71条 6
		複数事業主DBにおける実施事業所の減少手続の簡素化	第78条の2 15
		DB間の権利義務移転申出手続の簡素化	第79条 15
		脱退一時金相当額の移換対象者の拡大	第81条の2 15
		DBからDCへの一部移行に係る同意要件の緩和	第82条の2 15
第5条	中小企業退職金共済法の一部改正	ポータビリティの拡充 (DB→中退共など)	第82条の4～5 11
		ポータビリティの拡充 (DCまたはDB→中退共)	第31条の3 11
第6条	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正	ポータビリティの拡充 (中退共→DCまたはDB)	第31条の4 11
		読み替え規定の整備	第5条第3項 —
第7条	国民年金法の一部改正	存続連合会への投資教育業務の委託	第40条第8項 15
		国民年金基金の合併・分割の解禁	第137条の3の1～16 15
		国民年金基金連合会の評議員の選任要件の変更	第137条の10第3項 15
		国民年金基金連合会による国民年金基金の助言・指導事業	第137条の15第3項 15
附則	施行期日、経過措置など	国民年金基金連合会による国民年金基金の広報業務の追加	第137条の15第4項 15
			16

【ご参考】社会保障審議会企業年金部会における議論の整理①

- 「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の検討項目のうち、現時点で改正に向けて手当てされている事項は、下表の通りです。
- 現時点で未反映の事項であっても、今後の議論の進展によっては改正に向けて動き出す可能性があります。

	「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」 での検討項目	見直しを行う		検討項目の反映状況
		見直しを行う	引き続き検討	
中小企業向けの取組	受託保証型DBの更なる普及・拡大	○		
	DCの投資教育の共同実施	○		改正DC法に規定
	簡易型DC制度の創設	○		改正DC法に規定
	個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設	○		改正DC法に規定
柔軟で弾力的な制度設計	積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせた設計のDB		○	DB政省令等を改正予定
	労使の判断のもと資産を集団運用するDC（協働運用型DC）		○	
	協働運用型DCにDBからの保証を組み合わせる設計		○	
ライフコースの多様化への対応	個人型DCの加入可能範囲の拡大	○		改正DC法に規定
	ポータビリティ(制度間の資産移換)の拡充	○		改正DC法に規定
DCの運用改善の促進	継続投資教育の拡充(努力義務化、基準の明確化)	○		改正DC法に規定
	加入者の通知に対する関心を高めるための措置	○		
	より実効性のある商品除外規定の整備	○		改正DC法に規定
	リスク・リターン特性の異なる商品の提供の促進	○		改正DC法に規定
	元本確保型商品の提供義務の撤廃	○		改正DC法に規定
	デフォルト商品に係る法律上の整備	○		改正DC法に規定

【ご参考】社会保障審議会企業年金部会における議論の整理②

	「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」 での検討項目	見直しを 行う	引き続き 検討	検討項目の反映状況
DCの運用改善の 促進（続き）	一定水準以上の投資教育が実施できる環境の整備		○	
	運用商品提供数の見直し		○	改正DC法に規定
	デフォルト商品の設定の努力義務化		○	
企業年金のガバ ナンス	DBにおける資産運用委員会の設置促進	○		
	DBの資産運用ルールの見直し	○		
	加入者への「運用基本方針」「利回り」の開示	○		
	外部の専門家の基金型DB理事への登用		○	
	公認会計士等の外部の専門家による監査の活用		○	
	DBにおける年金数理人の一層の活用		○	
拠出時・給付時の 仕組みのあり方	DB・DC一体での拠出限度額の設定		○	
	中途引出し規制のあり方		○	
	一時金受給から年金受給への促進措置		○	
税制のあり方	拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方の議論を行う		○	
その他	DCの拠出期間規制の年単位化	○		改正DC法に規定
	現行制度の改善（手続の簡素化等）	○		改正DC法に規定
	DBの拠出弾力化	○		DB政省令等を改正予定
	個人型DCの広報の充実	○		改正DC法に規定
	企業年金の普及・拡大		○	
	私的年金の自動加入制度等の導入		○	

※1「見直しを行う」とは、文中にて「必要である」「適当である」「行うべき」「講ずるべき」「措置するべき」「促進する」「実現すべき」等と明記されている事項。

※2「引き続き検討」とは、文中にて「検討すべき」「考えられる」「引き続き検討」「引き続き議論」「改めて当部会で議論」等と明記されている事項。

ご注意ください(必ずご覧ください)

企業年金制度(厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、非適格退職年金制度など)にかかる年金信託契約等については以下の内容を十分にお読みください。

■ 年金信託契約に関するリスク

■ 年金信託契約では、お客さまの信託財産を各種の年金投資基金信託受益権等を通して、または直接に、投資対象である株式、公社債、外貨建て証券、不動産等に投資し、または貸付金として貸し付けるなどして運用します。これら投資対象は価格変動を伴うため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。

- 株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、運用対象である有価証券等(投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等も含む。以下同じ。)の価格が変動する場合
- 有価証券等の発行者や保証会社等、または貸付金や貸付有価証券(現金担保の再運用を含む)の貸出・運用先の業務や財産状況の変化に伴い運用対象である有価証券等の価格が変動する場合
- 一般信用取引の取引相手となる証券会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合

■ 為替オーバーレイ運用および一般信用取引では、売り建てた通貨や株式の価格が予想とは反対に変化したときの損失が限定されていません。

■ 年金信託契約のお客さまにご負担いただく費用

お客さまには、信託契約に基づき①および②の費用を、業務委託契約等に基づき③の費用をそれぞれの費用に係る消費税等と共にご負担いただきます。なお、これらの費用は信託財産の中からいただくか、またはお客さまにご請求します。(費用の詳細については弊社にお問い合わせください)

① 信託契約期間中にご負担いただく費用

項目	内容
信託報酬 (信託財産の運用・管理にかかる費用)	信託財産に対して信託報酬率を乗じて計算します。信託報酬率は、お客さまからご提示いただく信託財産の運用指針、信託財産額等に応じて個別に決定するため記載することができません。
投資対象に係る手数料等	ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズ等への投資にあたっては、当該ファンド等の組成費用、信託報酬等がかかる場合があります。また、投資事業有限責任組合や匿名組合等への出資にあたっては、組合等の監査費用、売買手数料、郵送費、振込手数料、弁護士費用等がかかる場合があります。これらの手数料等は種類が多岐に亘り、また運用状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
信託事務の処理に要する手数料等	有価証券売買委託手数料、株式分割手数料、名義書換手数料、外国証券の取得管理費用、有価証券保管手数料、信託財産留保金その他費用が発生しますが、これらは信託財産の運用状況、保管状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

② 信託契約解除時にご負担いただく費用

早期解除手数料	契約締結の日から最長5年以内(契約種別により異なります)に契約の解除の申し出があった場合には、契約解除日における信託財産に対して、6.0%を上限とする料率を乗じて計算する早期解除手数料をご負担いただきます。
---------	---

ご注意いただきたいこと(必ずご覧ください)

③ その他年金制度の運営等に関してご負担いただく費用

弊社がお客さまの年金制度の幹事受託機関として年金制度の管理や資金のとりまとめを担当する場合には、委託を受ける業務の内容に応じて手数料をご負担いただきます。この手数料は委託を受ける業務の内容により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

- 為替オーバーレイ運用および国内株式ならびに外国株式のエンハンス・アクティブ運用では、為替オーバーレイの対象資産残高、および国内株式ならびに外国株式の投資元本を上回る取引を行うことがあります。

商号等: 株式会社りそな銀行

■ 年金信託契約に関してご注意いただきたい事項

- 年金信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 弊社は正当な事由があるときは、お客さまに対する1ヶ月前の予告により受託者の任を辞することができます。また、信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等ならびにオプション等一部の派生商品については権利行使期間に制限があります。また、貸株取引の対象株式は議決権行使に制限を受ける場合があります。
- 投資事業有限責任組合や匿名組合等に出資する場合、出資持分の譲渡や担保差入れは当該組合等の運営者(無限責任組合員等)の事前の同意を要する等の制約を受けることがあります。
- ファンド・オブ・ヘッジファンズ等は解約通知をいただいてから資金化までに6ヶ月程度を要することがあります。



りそな銀行